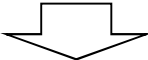


入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて（通知）

平成 28 年 8 月 31 日に通知した「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」の一部を令和 3 年 4 月 1 日付で次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、色掛けで示すように改正する。

改正前	改正後
<p>入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて</p> <p>1. 対象サービス （略）</p> <p>2. 変更内容</p> <p>【従前の取扱い】</p> <p>原則として、入院中の方に対するサービス提供は算定の対象となりません。ただし、入退院日について、自宅と入院先医療機関との移動については、「その他外出」で利用することができます。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【変更後の取扱い】</p> <p>別紙国通知および下記 3 の留意点のとおり</p> <p>3. 留意点 （略）</p> <p>以降 （略）</p>	<p>入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて</p> <p>1. 対象サービス （略）</p> <p>2. 変更内容</p> <p>【平成 28 年 6 月 27 日までの取扱い】</p> <p>原則として、入院中の方に対するサービス提供は算定の対象となりません。ただし、入退院日について、自宅と入院先医療機関との移動については、「その他外出」で利用することができます。</p> <p>【令和 3 年 3 月 31 日までの取扱い】</p> <p>別紙国通知および下記 3 の留意点のとおり</p> <p>【令和 3 年 4 月 1 日以降の取扱い】</p> <p>入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護、行動援護、重度訪問介護、移動支援（以下同行援護等とする）の取扱いについては、別紙国通知および下記 3 の留意点のとおりです。ただし、入退院日について、令和 3 年 4 月 1 日に改正された国の留意事項通知の第二の 2 (1) ⑤の内容に、通院等介助の利用目的について、「病院への通院等（この場合の「通院等」には入院と退院を含む。）を行う場合」と、下線部の内容が追加されたことに伴い、自宅と入院先医療機関との移動については、通院等介助、通院等乗降介助及び同行援護等の「必要不可欠な外出」で利用することを可能とします。</p>

改正前

改正後

<変更内容のまとめ>

変更時期	入退院日の利用		入院中の外泊・外出時の利用	
	利用可能サービス	利用区分	利用可能サービス	利用区分
平成 28 年 6 月 27 日まで	同行援護 行動援護 重度訪問介護 移動支援	その他の 外出	利用不可	
平成 28 年 6 月 28 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	同行援護 行動援護 重度訪問介護 移動支援	その他の 外出	同行援護 行動援護 重度訪問介護 移動支援	その他の 外出
令和 3 年 4 月 1 日から	通院等介助 通院等乗降介護 同行援護 行動援護 重度訪問介護 移動支援	不可欠の 外出	同行援護 行動援護 重度訪問介護 移動支援	その他の 外出

3. 留意点 (略)

以降 (略)